

個人情報の保護及び管理に関する特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の重要性を十分認識し、この契約による業務を遂行するに当たっては、番号法、渋谷区個人情報保護条例等を遵守し、必要な措置を講じなければならない。

(秘密保持の義務)

第2条 乙は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

(作業責任者等の届出)

第3条 乙は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、甲に届け出なければならない。

(作業場所の特定)

第4条 乙は、個人情報を取り扱う場所（以下、「作業場所」という。）を定め、甲に届け出なければならない。

(教育の実施)

第5条 乙は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における作業従事者が遵守すべき事項その他この契約により受託した業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。

(指示目的以外の使用及び第三者への提供の禁止)

第6条 乙は、個人情報を甲の指示する目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(事故発生時における報告の義務)

第7条 乙は、個人情報の保護に関し事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、個人情報を取り扱う業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときに、あらかじめ、再委託先の名称、再委託の内容、業務執行の場所及び従事者を書面により甲に通知し、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、再委託先に対して本件委託業務を委託した場合は、再委託先に当該業務に対する報告を行わせるとともに、その内容を甲に報告しなければならない。また、乙は、再委託先にこの契約の内容を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先のすべての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報持出し禁止)

第9条 乙は、甲が指定した場所へ持出す場合を除き、届出を了承された作業場所から個人情報を持ち出してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第10条 乙は、この契約により受託した業務に係る個人情報を甲の許可なく複写し、又は複製してはならない。甲の許可を受けて複写し又は複製したときは、当該複写物又は複製物を焼却、裁断等により利用できないように処分しなければならない。

(授受及び保管)

第11条 乙は、個人情報の授受、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって当たるものとし、個人情報の滅失、き損等の事故を防止しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第12条 乙は、この契約により受託した業務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した業務に係る個人情報を速やかに甲に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、当該個人情報を甲の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう善良なる管理者の注意をもって焼却又は裁断等により処分しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 乙は、甲から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(立入検査及び調査等)

第14条 甲は、個人情報の管理状況について随時に立入検査又は調査し、乙に対して必要な報告を求め、又は委託業務の処理に関して指示を与えることができる。この場合において、乙は、これに応じなければならない。

(公表措置及び損害賠償義務)

第15条 甲は、乙が第1条から前条までに掲げる個人情報の保護に関する義務に違反し、又は怠った場合は、その事実を公表することができる。

2 前項の義務に違反し、又は怠った場合において、乙は、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(書面による届出)

第16条 乙は、本特記事項により届け出ることとされている事項については、契約締結後速やかに書面により甲へ届け出、了承を得なければならない。

(罰則の周知)

第17条 乙は、その従業員に対し、この契約による業務に係る個人情報を不正に取り扱ったときは、番号法又は渋谷区個人情報保護条例その他関係法令に基づく刑罰が科される旨を周知しなければならない。